

○国土交通省告示第四百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年三月三十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道11号改築工事（川之江三島バイパス・愛媛県四国中央市中之庄町字宮ノ上地内から同市中之庄町字浜之前地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛媛県四国中央市中之庄町字宮ノ上、字宮ノ西、字頭王、字汐汲道及び字浜之前地内
- 2 使用の部分 愛媛県四国中央市中之庄町字宮ノ上、字頭王、字汐汲道及び字浜之前地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県四国中央市川之江町字塩谷地内から同市具定町字倉之内地内までの延長10.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道11号改築工事（川之江三島バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道11号改築工事（川之江三島バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道11号は徳島市を起点として、高松市などを経て、松山市に至る延長251.6kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道11号（以下「現道」という。）は、旧川之江市街地及び旧伊予三島市街地の両市街地間に存する全国有数の製紙関連産業が集積した工業地帯への出入りに伴う物流などに広く利用され、さらには沿線住民の通勤、通学などの日常生活を支える生活道路としても利用されていることから、域内交通と通過交通がふくそうし、自動車交通量が多く、円滑な交通が確保されていない。

平成17年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、四国中央市三島中央一丁目地点で26,143台/日、混雑度1.94となっている。また、愛媛県渋滞対策協議会が指定した主要渋滞ポイントであるフジ前交差点において、平成14年11月に起業者が実施した現地調査では、松山市方面から高松市方面へ向かう交通について約1,000mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、現道における自動車交通のうち通過交通が転換され、現道の交通渋滞の緩和が図られることから、円滑な交通の確保に寄与し、さらには、現道及び四国縦貫自動車道とともに一般国道192号及び同319号と格子状に連絡され、四国中央市における交通ネットワークの強化が図られることが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年7月に環境影響評価を任意で実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値が見られるものの、低騒音舗装の施工により環境基準を満足するものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者は低騒音舗装の施工を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、起業者は愛媛県教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第1級の規格に基づく4車線（一部2車線）のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和54年3月9日に決定（一部現道からの変更決定）され、平成17年3月4日に変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事業の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、本件事業沿線の四国中央市の市長及び議会議長から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県四国中央市役所